

2021年12月

「MUFGファンドラップ」「プライベートアカウント」
ご契約者さま 各位

三菱UFJ信託銀行株式会社

投資一任運用に係る報酬の特定口座内での取り扱いについて

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度税制改正に伴い、「MUFG ファンドラップ」および「プライベートアカウント」において、特定口座(源泉徴収あり)をご選択のお客さまは、源泉徴収税額の計算時に投資一任運用に係る報酬を必要経費に算入できることが明確化されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

ご不明な点がございましたら、「運用報告書」または「資産運用口座評価明細表」に記載のお取引店までご連絡ください。

今後ともご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 取扱変更内容

2022年分以後の所得税について、特定口座(源泉徴収あり)内の上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額または雑所得の金額の計算上、「MUFG ファンドラップ」および「プライベートアカウント」の投資一任運用に係る報酬(残高手数料・投資顧問料・成功報酬)を必要経費に算入し、年初からの特定口座内の譲渡損益と通算します。

変更前	「MUFG ファンドラップ」および「プライベートアカウント」の投資一任運用に係る報酬を費用計上する場合、 <u>確定申告が必要。</u>
変更後	「MUFG ファンドラップ」および「プライベートアカウント」の投資一任運用に係る報酬を必要経費に算入する。 <u>(必要経費計上のための確定申告は不要(※))</u>

※一般口座および特定口座(源泉徴収なし)をご選択のお客さまは、投資一任運用に係る報酬を費用計上するためには、確定申告が必要です。

2. ご留意事項

上記1.は2022年1月以後の取り扱いとなるため、2021年12月末までの投資一任運用に係る報酬を費用計上するためには、これまでと同様の確定申告が必要となります。また、損失の繰越控除等の適用を受ける場合なども、確定申告が必要となりますのでご注意ください。

以上